

行政不服審査法の概要

- ・行政不服審査法（平成26年法律第68号）
- ・行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）

処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、**①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大**の観点から、**制定後約50年ぶりに抜本的な見直し**を行った。

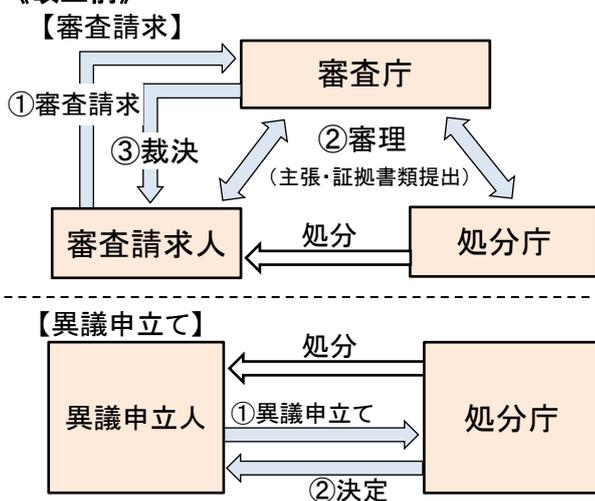
1 行政不服審査法（平成28年4月1日施行）

○審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

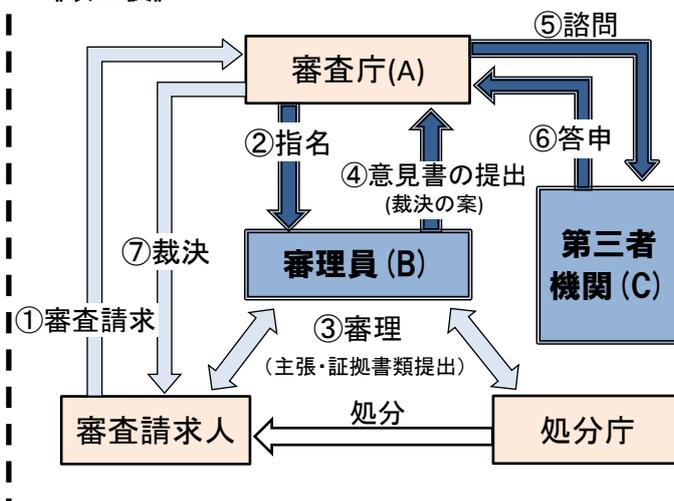
- ・処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
- ・有識者から成る第三者機関が審査庁の判断をチェック

行政不服審査における審査請求手続の流れ

《改正前》



《改正後》



○不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・「**異議申立て**」手続は**廃止**し、手続保障の水準が向上
- ※不服申立てが大量にされる処分等については「再調査の請求」（選択制）を導入

○審査請求をすることができる期間（審査請求期間）を**3か月に延長**（現行60日）など

※法律施行5年経過後に法律の見直しを検討

2 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同上）

- 行政不服審査法の特例等を定める**361法律**について、行政不服審査法と同等以上の手続水準の確保を基本に、個別法の趣旨を踏まえ改正

・**不服申立前置**（不服申立てを経なければ出訴できないとする定め）の**廃止・縮小** など